

インターネットと同和問題

特定の地域に住んでいることを理由に、
結婚を反対されたり、就職などで差別を受けたりする同和問題。
近年、自分にとって有益な情報をつないでくれるインターネット上に、
差別的な情報が拡散されています。
このような情報を発見したとき、あなたならどう行動しますか？

「部落差別の解消の推進に関する法律」

(平成28年法律第109号)

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、基本的人権を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、国民一人ひとりの理解を深め、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

「香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例」

(平成8年香川県条例第3号)

この条例は、結婚や就職での部落差別をなくし、県民の基本的人権を守ることを目的としています。
この中で、県民及び事業者の責務として、結婚と就職に際して、次の行為を禁止しています。

- ①特定の個人又はその親族が同和地区に住んでいるか又は住んでいたかについて、自ら調査をしたり、調査の依頼や受託をすること。
- ②調査に際し、同和地区の所在が分かる地図や図書などの資料を提供すること。
- ③調査に協力したり、同和地区であるかどうかを教えるなど、部落差別につながるおそれのある行為をすること。

ひとりで悩まず相談しよう。

みんなの人権110番

0570-003-110

※お近くの法務局にかかります

(月～金曜/8:30～17:15/
祝日・年末年始を除く)

人権に関する相談

087-832-3205

※県の人権相談員がお話をうかがいます

(月～金曜/9:00～17:00/
祝日・年末年始を除く)

性的少数者(LGBT)相談窓口

【電話相談】

087-832-3222

※県から委託された「プライド香川」
(当事者及び支援者で組織)の相談員が
お話をうかがいます
(毎月第1月曜日・第3土曜日/
18:00～21:00/年末年始を除く)

【メール相談】

■プライド香川
LGBTの悩みに幅広く対応します
✉ info@proud-kagawa.org
■あしたプロジェクト
トランスジェンダーや子どもの悩みに対応します
✉ ashipro.life@gmail.com
(24時間受付 原則として1週間以内に返信します)

インターネット人権相談窓口(法務省)

<https://www.jinken.go.jp/>

インターネット人権相談



【インターネット上の違法・有害情報に関してお困りの方へ】 違法・有害情報相談センター相談窓口(総務省)

<https://www.ihaho.jp/>

違法・有害情報相談センター

